

## 契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

この書面の内容をよくお読みください。

商号 株式会社フラム

住所 〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町9-4

イトーピア日本橋小舟町ビル3F

TEL 03-3527-9430

金融商品取引業者 当社は投資助言・代理業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号： 関東財務局長（金商）第2931号

### ○ 投資顧問契約の概要

- (1) 投資顧問契約は、株式等の金融商品投資の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- (2) 当社からの助言に基づいて、お客様が行った金融商品の売買は、全てお客様に帰属いたします。当社の助言は、お客様の取引を拘束するものではありません。当社の助言に基づく売買の結果損害が発生した場合でも、当社は一切の損害を賠償することはいたしません。また、損害の一部を補填することもいたしません。これについては法律で禁止されているためお客様の売買の損失補填はできません。従いまして、お客様の金融商品取引は、最終的にお客様の責任と判断に基づき、お客様ご自身でお取引を行っていただきます。

### ○ 助言の内容及び方法並びに助言報酬等について

- (1) 投資顧問契約により、国内の株式等の金融商品投資の価値の分析、又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、下記のプラン区分に従い、下記記載の報酬をもって対応する内容及び方法による投資助言を行います。また、すべてのプランの報酬は前払いとします。

#### 【期間契約プラン】

国内上場株式を対象とし、テクニカル分析及びファンダメンタルズ分析により抽出した銘柄情報を期間内で随時、Webサイト、電話又は電子メールでお客様に提供を行います。各プランの助言方法及び報酬額は次のとおりとし、報酬額には消費税を含み

ます。

プラン区分	報酬額	助言の方法等
ゴールドプラン	□30日間 150,000円(2銘柄) □90日間 350,000円(6銘柄)	左記の各契約期間内に、それぞれ記載した銘柄数の銘柄情報を提供し、その売買のタイミングについて助言します。また、契約期間中、当社は、株価及び市場の変動により助言を行った上記の売買のタイミングが適切でないと判断した場合には適宜、提供した銘柄情報について、異なるタイミングでの売買に関する助言を行います。
プラチナプラン	□30日間 300,000円(3銘柄) □90日間 500,000円(9銘柄) □180日間 1,000,000円(18銘柄)	左記の各契約期間内に、それぞれ記載した銘柄数の銘柄情報を提供し、その売買のタイミングについて助言します。また、契約期間中、当社は、株価及び市場の変動により助言を行った上記の売買のタイミングが適切でないと判断した場合には適宜、提供した銘柄情報について、異なるタイミングでの売買に関する助言を行います。
クリスタルプラン	□30日間 500,000円(4銘柄) □90日間 1,000,000円(12銘柄) □180日間 1,500,000円(24銘柄)	左記の各契約期間内に、それぞれ記載した銘柄数の銘柄情報を提供し、その売買のタイミングについて助言します。また、契約期間中、当社は、株価及び市場の変動により助言を行った上記の売買のタイミングが適切でないと判断した場合には適宜、提供した銘柄情報について、異なるタイミングでの売買に関する助言を行います。また、当社の代表取締役が監修する株式投資に関するレポート(今後の相

		場状況の分析・予想等)を定期的に配信します。
V I Pオーダープラン	<p>□90日間 2,000,000円(15銘柄) ※金融資産が1,000万円以上あるお客様</p> <p>□180日間 4,000,000円(30銘柄) ※金融資産が3,000万円以上あるお客様</p> <p>□360日間 6,000,000円(60銘柄) ※金融資産が5,000万円以上あるお客様</p>	<p>当社のいずれかのプランを1回以上利用したことがある顧客を対象とし、左記の各契約期間内に、それぞれ記載した銘柄数の銘柄情報を提供し、その売買のタイミングについて助言します。契約期間中、当社は、株価及び市場の変動により助言を行った上記の売買のタイミングが適切でないと判断した場合には適宜、提供した銘柄情報について、異なるタイミングでの売買に関する助言を行います。このプランについては、あらかじめお客様の金融資産の確認を行い、左記の金額要件を満たしていない場合にはお申し込みをお断りします。</p>

【シングル契約プラン】

国内上場株式を対象とし、テクニカル分析及びファンダメンタルズ分析により抽出した銘柄情報を1回、Webサイト、電話又は電子メールでお客様に提供を行います。また、電話及び電子メールで、売買手法を説明します。各プランの助言方法及び報酬額は次のとおりとし、報酬額には消費税を含みます。

プラン区分	報酬額	助言の方法等
初回お試しプラン	50,000円(1銘柄)	投資顧問契約締結後、6営業日以内に1回1つの株式銘柄情報を提供します。
ベーシックプラン	300,000円(2銘柄) (保有1銘柄)	投資顧問契約締結後、6営業日以内に1回2つの株式銘柄情報を提供します。 お客様が保有する株式銘柄(当社の助言に基づいて購入した銘柄であるか否かを問いません。以下において同じです。)1つの分析診断を行います。

ビジネスプラン	500,000 円(2 銘柄) (保有 2 銘柄)	投資顧問契約締結後、6 営業日以内に 1 回 2 つの株式銘柄情報を提供します。 お客様が保有する株式銘柄 2 つの分析診断を行います。
---------	------------------------------	---

(2) 申込みプランの料金の支払いの方法は、契約締結時に会員ページに記載される当社名義の金融機関口座への振り込み、又はクレジットカード決済をご選択いただけます。また金融機関口座へのお振り込み時の送金にかかる手数料は、お客様負担となります。

○ その他の費用

当サイトへのアクセス、メール送受信などにかかるインターネット接続料及び通信料はお客様のご負担となります。

○ 有価証券等に係るリスクについて

当社とお客様の投資顧問契約により当社が助言をする金融商品取引に関連するリスクは、次のとおりです。

(1) 株式

価格変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

(2) 信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

○ 契約解除及びクーリング・オフについて

投資顧問契約では、書面によるクーリング・オフの対象となります。なお、具体的な取扱いは、次のとおりとなります。

(1) クーリング・オフ期間内での契約解除

- ① お客様は、本契約に係る契約締結時の書面を受け取った日から起算して 10 日を経過するまでの間に、書面による契約解除の申し出を行なうことで投資顧問

契約の解除を行うことができます。

② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

(2) 契約の解除に伴う報酬の払戻しは、次のとおりとなります。

① 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合は、投資顧問契約締結（全プラン）のために、通常要する費用（封筒代、通信費など）相当額を報酬額から差し引いてお客様に払い戻しいたします。

② 投資顧問契約に基づく助言を行っている場合は、契約解除日までの日割り計算した金額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日（解除日を含む）までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる場合のみ。）を報酬額から差し引いてお客様の指定口座に払い戻しいたします。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた 1 円未満の端数は切り捨て、契約解除に伴う損害賠償、違約金は請求いたしません。

報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたしません。

(3) クーリング・オフ期間経過後での契約解除

お客様は、契約を解除しようとする日の 1 ヶ月前までの書面による契約解除の申し出を行なうことで投資顧問契約の解除を行うことができます。この場合は、解除された投資顧問契約について報酬をあらかじめ受領している場合には、当該報酬額の額より契約締結日から解除日までの日割りした計算した金額（当該金額は上記(2)②に定める方法に準じて算定する。）を控除した金額をお客様にお返しいたします。ただし、期間契約プランのうち 30 日間のプランについては、クーリング・オフ期間経過後での契約解除はできず、お客様のご都合により投資顧問契約を契約期間の途中で終了される場合でも報酬の払い戻しはいたしません。

#### ○ 租税の概要

お客様が金融商品等を売買された際には、売買された金融商品に関する税制が適用されます。取引された売買益に対する課税、配当や利子等への課税が発生いたします。なお、税率等については取引口座のある証券会社等にお問い合わせ下さい。

#### ○ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

① 契約期間が満了したとき。（契約を更新する場合を除きます。）

② クーリング・オフ期間又はクーリング・オフ期間経過後においてお客様からの申出があったとき。（詳しくは、上記クーリング・オフの適用をご参照下さい。）

③ 当社が投資助言業を廃業し、又は倒産したとき。

#### ○ 禁止事項

当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

(1) 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと

- ・有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
  - ・有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介取次ぎ又は代理
  - ・次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
    - ① 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
    - ② 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
    - ③ 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- (2) 当社が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
  - (3) 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと
  - (4) 顧客の有価証券売買に伴う損失に対しての補填行為、又はそれに類似する行為

○ 当社の投資顧問契約の契約先におけるお約束事項

当社の投資顧問契約は、お客様が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約される方とのみ締結させていただきます。

- (1) 金融商品取引業者として法律上、助言契約を結ぶことができない方
  - ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）。
  - ② 暴力団員等が経営を支配し、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する企業等。
  - ③ 不当に暴力団員等を利用していると認められる行動や、暴力団員等と関係を構築すること。
  - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与を行っていると思われる関係を有すること。
  - ⑤ その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2) お客様自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約される方とのみ締結させていただきます。
  - ① 投資顧問契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 暴力的な要求行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為

## ○ 会社の概要

### 1 資本金

1,100 万円

### 2 役員の氏名

代表取締役 渡邊 誠二

### 3 主要株主

渡邊 誠二

### 4 分析者・投資判断者

渡邊 誠二

### 5 助言者

渡邊 誠二

### 6 当社への連絡方法及び苦情等の申出先

電話番号 (03)-3527 - 9430 e-メールアドレス: info@fulham.jp

### 7 当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また、管轄の関東財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

### 8 当社の苦情処理措置について

(1) 当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様からの苦情等のお申し出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記 6 の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事実聴取と解決案の検討
- ③ 解決後のご指示・解決

(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせんセンター

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館

0120-64-5005 (フリーダイヤル) 平日 9:00~17:00 土日・祭日を除く

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは同センターにご照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

### 9 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通

じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受託

#### 10 当社が行う業務

当社は、投資助言・代理業のみを行っています。